

## 社会福祉法人 慈光会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1：育児休業の取得を希望する職員について、その円滑な育児休業取得を促進するため施設および部門ごとにフォロー体制を整備し、当該職員のニーズに合わせた職場復帰しやすい環境の整備をする。

(対策)

- 平成31年 4月～職員の具体的なニーズ調査。
- 令和 元年10月～各施設・部門でのフォロー体制を整備し、希望者が安心して制度を利用できるように全職員に周知する。

目標 2：業務の見直し、応援体制の整備をすることで、年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間8日以上とする。

(対策)

- 平成31年 4月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 令和 元年 8月～年間取得管理表により定期的に取得状態を周知する。
- 令和 2年 4月～取得の進まない職員に取得実績を説明し、積極的に取得を促す。